

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		部課等名 福祉部 地域福祉課	番号 1 1
許認可等の内容		住居確保給付金の支給	
根拠法令及び条項		生活困窮者自立支援法第6条第1項	
審査基準	関係条項	生活困窮者自立支援法施行規則第10条から第12条まで	
	基準 (未設定の場合はその理由)	住宅確保給付金の支給の決定は、次の基準により行う。 ・生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル（平成27年3月27日社援発0327第2号）	
	参考事項	住居確保給付金の支給に係る事務の手引き（厚生労働省） 住居確保給付金の支給事務の取扱問答（厚生労働省）	
	設定等年月日	平成25年12月13日設定（平成30年6月8日最終変更）	
	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 ※事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難であるため	
標準処理期間	設定等年月日	年 月 日設定（ 年 月 日最終変更）	